

一般社団法人 岐阜県ホッケー協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人岐阜県ホッケー協会と称する。英文では、Gifu prefecture Hockey Association (略称 GHA) とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県各務原市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、岐阜県におけるホッケー界を統轄し代表する団体として、ホッケー競技の普及及び振興に関する事業を行い、県民の体力の向上とスポーツ精神の涵養に寄与することを目的とする。この目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ホッケーの普及及び振興に関すること
- (2) ホッケーの指導員・審判員等の養成に関すること
- (3) 岐阜県ホッケー界を代表して、公益社団法人日本ホッケー協会及び公益財団法人岐阜県スポーツ協会に加盟し、その事業への協力に関すること（各種ホッケー連盟・部会を含む）
- (4) ホッケーに関する県内競技会及び各種予選会を開催すること
- (5) ホッケー選手の育成強化を行い、競技力向上を図ること
- (6) 岐阜県ホッケー選手からオリンピックプレイヤーを輩出すること
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第3章 社 員

(入 社)

第5条 この法人の社員は、次の3種とする。

- (1) 正社員 この法人に登録する団体（大学・社会人部会、高校部会、小・中部会、マスターズ・愛好会部会、競技部会、各市協会）から代表として選出された者、及び会長が推薦する者
 - (2) 賛助社員 この法人の事業を賛助するため入社した個人又は団体
 - (3) 名誉社員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で、総会において承認された者
- 2 この法人の正社員又は賛助社員になろうとする者は、この法人の定めるところにより入社の申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。総会で名誉社員として承認された者は、入社の手続きを要せず、本人の承諾をもって名誉社員となるものとする。
- 3 第2項の社員のうち正社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会費の負担)

第6条 この法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、正社員及び賛助社員は、社員になったとき及び毎年、次の額の会費を支払う義務を負う。賛助社員は、1口以上の会費を支払うものとする。名誉社員は、会費を納めることを要しない。

正社員	：年額	3,000円
個人賛助社員	：年額 1口	10,000円
法人賛助社員	：年額 1口	50,000円

- 2 正社員及び賛助社員は、毎年5月末日までに会費を納めなければならない。
- 3 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(任意退会)

第7条 この法人の社員は、この法人において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第8条 この法人の正社員、賛助社員及び名誉社員が、次のいずれかの事由に該当するに至ったときは、総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(社員資格の喪失)

第9条 第7条及び第8条のほか、社員は次のいずれかの事由に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第6条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総正社員が同意したとき
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき

第4章 総 会

(構成)

第10条 総会は、すべての正社員をもって構成する。

(権 限)

第11条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 公益社団法人日本ホッケー協会正社員の選任又は解任
- (4) 前年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 当年度の事業計画及び予算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) その他総会で決議するものとして、法令又は本定款で定められた事項

(開 催)

第12条 総会は、定時総会として毎年1回、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第13条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集理由を示して、総会の招集を文書で請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、会長は、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 第2項の請求をした正社員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。

- (1) 請求後、遅滞なく招集の手続きが行われないうとき
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知が発せられないとき

(招集の通知)

第14条 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、総会の日から1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正社員が、書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第15条 総会の議長は、会議のつど出席正社員の互選で決める。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正社員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総正社員の議決権の過半数を有する正社員が出席し、出席した当該正社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正社員の半数以上であって、総正社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 会長である理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令又は本定款で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案の決議に際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理又は書面表決)

第18条 正社員は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合においては、当該正社員又は代理人は、代理権を証する書面をこの法人に提出しなければならない。

- 2 総会に出席できない正社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。
- 3 前項の規定によって行使した議決権の数は、出席した正社員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した正社員のうちから選出された議事録署名人名2名がこれに記名捺印しなければならない。

(総会規程)

第20条 総会の運営に関し必要な事項は、本定款に定めるもののほか、総会において別途定める「総会規程」による。

第5章 役 員

(役員の設定)

第21条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 17名以上20名以内

- (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名を会長とし、会長をもって一般法人法上の代表理事とする。
 - 3 代表理事以外の理事の中から副会長若干名、専務理事1名及び常務理事5名以内を置くことができる。
 - 4 副会長、専務理事及び常務理事を一般法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 監事は、この法人の理事を兼ねることができない。
 - 4 役員は選任時において、その年齢が原則75歳未満でなければならない。
 - 5 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、各種法令を遵守の上、本定款の定めるところにより職務を執行する。
- 2 会長は、各種法令を遵守し、本定款の定めるところによりこの法人を代表し、業務執行の最高責任者としてこの法人の業務を統括し、執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、理事会の決議に基づき、会長から委嘱された業務を統括し、執行する。
 - 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づき、会長から委嘱された業務を執行する。
 - 5 常務理事は、この法人の業務を専門委員会別に分担執行する。各常務理事の分担する専門委員会は、理事会において決定する。
 - 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、各種法令を遵守の上、法令の定めるところにより監査報告を作成しなければならない。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して、事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない。
 - 4 監事は理事会に出席し、必要と認めるときは意見を述べなくてはならない。
 - 5 監事は第3項に規定する場合において、必要と認めるときは理事会の招集を請求することができる。

- 6 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(役員任期)

- 第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事若しくは監事が欠けた場合又は第21条第1項に定めた理事若しくは監事の員数が欠けた場合は、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、会長である理事又は監事を解任する場合は、総正社員の半数以上であって、総正社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

- 第27条 役員は、無報酬とする。
- 2 役員に対し、特別な業務を依頼した場合は、その内容により適切と思われる謝金及びその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問)

- 第28条 この法人に、若干名の顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の推薦により、総会の承認を得て、会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し意見を述べることができる。

第6章 理事会

(理事会)

- 第29条 この法人に、理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
 - 3 理事会は、定時理事会及び臨時理事会とする。
 - (1) 定時理事会は、毎事業年度3回以上開催する。
 - (2) 臨時理事会は、会長が必要と認めるとき又は法令に定められたときに招集する。

(権限)

- 第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

- (2) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (6) 業務執行理事の担当の決定

(招 集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故ある時は、副会長が理事会を招集する。

(議 長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が出席できないときは、会長があらかじめ指名した順序により他の理事がこれに当たる。

(定足数)

第33条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第35条 理事会の議事録については、当該理事会出席理事の中から、会長が議事録作成者を指名し、議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した理事及び監事が署名又は記名捺印しなければならない。

(理事会規程)

第36条 理事会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、理事会において別途定める「理事会規程」による。

第7章 専 門 委 員 会

(専門委員会の組織及び運営)

第37条 この法人の事業遂行のために必要がある場合は、理事会の決議に基づき、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の運営に関する規程は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事 務 局

(事務局及び事務局長)

第38条 この法人の事務を処理するため、事務局及び事務局長を置く。

- 2 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 3 事務局の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 資 産 及 び 会 計

(基本財産)

第39条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、総会が定めたものとする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(財 務)

第41条 この法人の経費は、次の収入をもってこれに充てるものとする。

- (1) 登録団体の分担金及び個人登録費
- (2) 正社員及び賛助社員の会費
- (3) 事業収入
- (4) 公共団体からの収入
- (5) 寄付金
- (6) その他

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、定時総会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、定時総会時に全正社員に書面として配付する。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第1項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、社員の要求があった場合は閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 理事及び監事の名簿

（剰余金の配分の禁止）

第44条 この法人は剰余金の配分を行わない。

第10章 登 録

（登 録）

第45条 この法人の登録に関する事項は、理事会において別途定める「登録規程」による。

第11章 定款の変更、解散等

（定款の変更）

第46条 この法人の定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

第47条 この法人は、一般法人法148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正社員の半数以上であって、総正社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

（残余財産の帰属）

第48条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 補 足

第49条 本定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により

別途細則を定めることができる。

第13章 附 則

（最初の事業年度）

第50条 法人の最初の事業年度は、この法人設立の日から、令和3年3月31日までとする。

（設立時社員）

第51条 この法人の設立時社員は、次のとおりとする。

住 所	岐阜市下土居一丁目3番4号
氏 名	喜久生明男
住 所	岐阜市木田471番地6
氏 名	長屋 恭一
住 所	岐阜県加茂郡川辺町西栢井1343番地2
氏 名	遠藤 博行

（設立時役員）

第52条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は次のとおりとする。

設立時代表理事	喜久生明男			
設立時理事	喜久生明男	長屋 恭一	横山 浩之	遠藤 博行
	永井 祐司	小林 和典	渡邊 誠	酒井 健之
	長尾 美和	山本 誠	重森 誠	喜久生健太
	藤原 信幸	高島 匡代	梶田 賢二	大野 壮太
	藤井 辰憲	長屋 恭太		
設立時監事	浅野雄一郎			

（法令の準拠）

第53条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。